

盛岡市手数料条例について

平成12年2月21日

財 政 部

1 趣 旨

地方分権一括法の施行に伴い、現行の手数料条例を全部改正し、市が徴収する手数料について、個別条例で定めるものを除き一括して定めようとするもの。

2 内 容

- (1) この条例により徴収する手数料の区分は、75区分とする。
- (2) 手数料の額は、現行の額とする。
- (3) 郵送により抄本等の送付を求めようとする者から郵送料を徴収する旨の規定を設ける。
- (4) 公用請求に係るものあるいは法令の規定により無料で取り扱わなければならないものについて、無料とする旨の規定を設ける。
- (5) その他必要な規定を整備する。

3 施行日 平成12年4月1日